

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年5月まで

私の国民年金については、父がA町役場（現在は、B町役場）に出向いて加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。また、父が「大学在学中の保険料を納付しておく。」と言っていたのを覚えており、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であるとともに、申立人は、平成6年10月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っていることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月20日に払い出され、6年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法を見ると、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立期間直前の6年10月及び直後の7年6月から8年3月までの保険料は、それぞれ8年11月29日及び9年7月1日に過年度納付されていることが確認でき、この当時、申立人の保険料を納付していたとするその父親が、申立期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人は、20歳に到達した平成6年*月*日時点で、他の公的年金の被保険者であったことが確認できないことから、制度上、当該日において国民年金被保険者資格を取得するものと考えられ、申立人に係るB

町の国民年金被保険者名簿では同日を資格取得日としているが、オンライン記録においては、その4か月後の同年*月*日を資格取得日とされており、その理由が判然としない上、申立人の納付記録を見ると、オンライン記録において確認できる申立期間前後の過年度納付記録について、B町の国民年金被保険者記録では、申立期間前に係る納付記録が確認できないなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月頃 から 4 年 4 月頃 まで

私は、30 歳頃から複数の A で勤務していた。平成 2 年 10 月頃に B 社を退職し、3 年 9 月頃から 4 年 4 月頃まで C 市内の D 社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、E 県内の B 社を退職後、C 市内の D 社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

一方、E 県 F 組合に対して、D 社の事業者名等を照会した結果、同組合は、「D 社の事業者は、C 市の B 社である。」旨を回答しており、申立人が勤務していたと申し立てている D 社は、当該事業所が運営していた可能性があるところ、オンライン記録を見ると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、D 社が適用事業所となった記録は確認できない。

しかしながら、当該事業所は、平成 8 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所における同僚等を覚えていないと供述しているところ、オンライン記録において、申立期間当時に同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚全員に照会したところ、唯一回答のあった同僚は、「当時、私は、D 社で勤務していたが、申立人は知ら

ない。」旨を回答しており、申立期間当時の申立人の勤務実態が確認できない上、厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述も得られない。

さらに、B社に係るオンライン記録を見ると、申立人は、申立期間の約1年半前に同事業所において、申立期間と同じ7か月間、厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、申立人は、「B社を退職後、同社に再就職した覚えは無く、また、同社に勤務していた時期を詳細に記憶している訳ではない。」旨を供述している。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。